

一般社団法人全日本テコンドー協会
名誉職に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）定款第32条の2第4項に基づき名誉会長、副会長及び顧問その他名誉役員を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定める。

(名誉役員)

第2条 当法人には、任意の機関として、次の名誉職を設置するものとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 名誉顧問 | 1名 |
| (3) 最高顧問 | 1名 |
| (4) 副会長（非常勤） | 3名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |
| (6) 相談役 | 若干名 |
| (7) 参与 | 若干名 |

(名誉会長)

第3条 名誉会長は、当法人の事業の発展のために有益な助言及び活動をなしうる者で、かつ当法人の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する者のうちから選任する。

(名誉顧問)

第4条 名誉顧問は、当法人の事業の発展に大きく貢献しており、かつ当法人の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識経験者のうちから選任する。

(最高顧問)

第5条 最高顧問は、当法人の会長を5任期10年以上務めた者のうちから選任する。

(副会長)

第6条 副会長（非常勤）は、次の各号の一にも該当する者のうちから選任する。

- (1) 当法人の事業の発展のために有益な助言及び活動をなしうる者
- (2) 当法人の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する者
- (3) 理事を3期6年以上務めた者

(顧問)

第7条 顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (1) 当法人の事業の発展に貢献している者（過去に貢献した者を含む）
- (2) 当法人の理事又は監事を2任期4年以上務めた者
- (3) 学識経験者

(相談役)

第8条 相談役は、当法人の事業の発展に大きく貢献しており、かつ当法人の事業の発展のために有益な助言及び活動をなす者のうちから選任する。

(参与)

第9条 参与は、第3条から第8条に該当する者以外の者であって、当法人に対する貢献ないし功績の大きな者のうちから選任する。

(選任及び委嘱の方法)

第10条 当法人の名誉会長は、理事会及び正会員総会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 当法人の副会長、最高顧問、名誉顧問、顧問、相談役及び参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(任期)

第11条 当法人の名誉役員は、任期は、2年とする。

(名誉役員職務)

第12条 当法人の名誉会長は、理事会及び正会員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

- 2 副会長及び最高顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 3 名誉顧問及び顧問は、当法人の運営に関する重要な事項について、会長、経営会議、常務会及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 相談役及び参与は、当法人の運営に関する重要な事項について、会長及び経営会議、常務会の諮問に応ずる。

(無報酬)

第13条 名誉役員は、無報酬とする。

(辞職)

第14条 名誉役員は、任期中といえども、任意に辞することができる

附則〔平成29年6月3日制定〕

この規程は、平成29年6月18日の定時正会員総会にてこの規程の実施に必要な定款変更がなされることを停止条件として条件成就の日から施行する。

附則〔2019年1月12日改正〕

2019年1月12日の1月定例理事会で承認された第12条の改正は、同日より施行する。